

京都市告示第 26 号

地方自治法第 243 条の 2 第 1 項及び京都市会計規則第 43 条第 1 項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公金の収納事務を委託します。

令和 8 年 4 月 1 日

京都市長 松井 孝治

- 1 京都市公金収納受託者の名称及び所在地
株式会社宮本工業所 富山県富山市奥田新町 1 2 番 3 号
- 2 京都市公金収納受託者に収納事務を委託した歳入の種類
京都市中央斎場の施設使用料及び手数料
- 3 京都市公金収納受託者として指定した日
令和 8 年 3 月 19 日
- 4 京都市公金収納受託者へ収納事務を委託する期間
令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日まで

(保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課)